

第 9 期介護保険料における基準所得金額の見直しについて

介護保険法施行令の一部改正が施行されることとなり、第9期介護保険料における基準所得金額の見直しが行われましたので報告いたします。

1. 改正の趣旨

本改正は令和6年に支給された老齢基礎年金（満額）が80.9万円になることを踏まえ、老齢基礎年金満額受給者の介護保険料の負担に影響が出ないように必要な改正を行うもの。

2. 改正の内容

第9期介護保険料の標準段階における第1段階、第2段階及び第4段階の基準所得金額の一部について80万円から80.9万円に見直しを行う。

段階	対象者	
	改正前	改正後
1	生活保護受給者 市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 市民税世帯非課税者（合計所得金額＋課税年金収入額≤80万円）	生活保護受給者 市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 市民税世帯非課税者（合計所得金額＋課税年金収入額≤80.9万円）
2	市民税世帯非課税者（合計所得金額＋課税年金収入額80万円を超えて120万円以下）	市民税世帯非課税者（合計所得金額＋課税年金収入額80.9万円を超えて120万円以下）
4	本人が市民税非課税者（世帯課税 本人の合計所得金額＋課税年金収入額≤80万円）	本人が市民税非課税者（世帯課税 本人の合計所得金額＋課税年金収入額≤80.9万円）

※網掛け部分が見直しとなる。

3. 適用年度

令和7年度の保険料分から

4. 市議会への報告について

急な改正であったため、2月市議会へ先に報告を行った。

- 2月10日（月）民生常任委員会協議会
- 2月14日（金）市政協議会